第十七条の二第一項中「この節において」を削り、同項第一号中「法による長期給付」を「厚生年金保険給付を受ける権利の裁定又は退職等年金給付」に、「その」を「これらの」に改め、同項第二号中「法による年金である給付」を「厚生年金保険給付又は退職等年金給付」に、「その」を「これらの」に改め、同項第三号中「第四十三条第二項」を「第四十二条第二項」に、「公務上の災害又は通勤による災害」を「退職等年金給付を受ける権利の決定に関し公務上の災害」に改め、同項第四号中「法第七十七条第一項の規定により法による年金である給付」を「厚生年金保険法第九十六条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受ける者に対し、又は法第八十五条第一項の規定により退職等年金給付」に、「対して」を「対し、」に改め、同項第五号中「長期給付」を「厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金及び退職等年金給付」に、「を管理する」を「の管理及び運用を行う」に改める。

第十七条の三及び第十八条を次のように改める。

（構成組合に業務の一部を行わせる場合の技術的読替え）

第十七条の三　法第二十七条第四項の規定により市町村連合会が同条第二項に規定する業務の一部を構成組合に行わせる場合における法第十二条第一項、第三十四条第一項、第四十二条第二項、第八十五条第一項及び第百四十四条の二十五の規定並びに第十六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第十二条第一項	業務	業務（第二十七条第二項に規定する構成組合（以下この項において「構成組合」という。）にあつては、同条第四項の規定により当該構成組合が行うこととされた業務を含む。以下この条において同じ。）
法第三十四条第一項	業務	業務（第二十七条第四項の規定により構成組合に行わせることとされた業務を除く。次項及び第三項において同じ。）
法第四十二条第二項	組合	構成組合（第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。第八十五条第一項及び第百四十四条の二十五において同じ。）
法第八十五条第一項	組合	構成組合
法第百四十四条の二十五	組合又は	市町村連合会若しくは構成組合又は
第十六条の二の見出し	厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金及び退職等年金給付に係る業務上の余裕金
第十六条の二第一項	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）	構成組合（法第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）
	厚生年金保険給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金
	退職等年金給付組合積立金等資金	退職等年金給付に係る業務上の余裕金
第十六条の二第三項	組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金	構成組合は、厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金
	退職等年金給付組合積立金等資金	退職等年金給付に係る業務上の余裕金
第十六条の二第四項	組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金	構成組合の厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金
	退職等年金給付組合積立金等資金	退職等年金給付に係る業務上の余裕金
	を、次に掲げる方法	を、次に掲げる方法（組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資する方法として総務大臣が定めるものに限る。）

（災害給付積立金の払込み）

第十八条　構成組合は、災害給付積立金（法第三十六条第一項に規定する災害給付積立金をいう。附則第三条及び第五十条の二第四項において同じ。）に充てるため、毎年一月、四月、七月及び十月の十日までに、それぞれの月の前三月の組合員の標準報酬等合計額（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額をいう。以下同じ。）の総額の千分の〇・六に相当する金額を市町村連合会に払い込まなければならない。

第十九条中「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合」を「構成組合」に、「当該組合」を「当該構成組合」に改める。

第二十条を次のように改める。

（準用規定）

第二十条　第十条、第十一条各号列記以外の部分及び第十二条から第十四条までの規定は市町村連合会の総会について、第十五条の規定は市町村連合会の厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立てについて、第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十六条の二並びに第十六条の三の規定は市町村連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十一条各号列記以外の部分	次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める組合会の議員及び当該各号に定める組合会の議員以外の組合会の議員	議員
第十三条	それぞれの議員	議員
	他の議員	他の議員（当該出席することができない議員が法第二十七条第二項に規定する構成組合（以下この節において「構成組合」という。）の理事長である議員である場合には、他の議員又は法第十二条第一項の規定により当該組合の理事長が指定した者）
第十四条第三項	組合	市町村連合会
第十五条第一項	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）	市町村連合会
	当該組合	市町村連合会